

## 排水水の処理施設(変更後)

汚水に係る有害物質を含む排水水の汚染状態が次の(1)～(4)までの表に規定する排水基準に適合するために必要な性能を有する処理施設を設置し、かつ、当該排水水を他の排水水と混合することなく排出する構造とすること。

### (1) 汚水に係る排水基準—1

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐(りん)化合物	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1リットルにつき砒(ひ)素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロパン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム

1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.5 ミリグラム
-----------	--------------------

備考

- この表の基準は、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第3項に規定する届出事業場（以下「届出事業場」という。）に該当する指定工場等以外の指定工場等に適用する。
- 指定工場等に2以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの表の基準を適用する。
- この表において「有機燐(りん)化合物」とは、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）をいう。
- この表に掲げる数値の検定の方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による。
- この表において「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の規定に基づき排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しようとする汚水は、原則として指定工場等の敷地の最外壁の排水口において採水したものである。

(2) 汚水に係る排水基準—2

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8以上8.6以下
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5(昭和49年11月1日以後に新設又は増設され、1日の排出水の量が50立方メートル以上の指定工場等にあつては、1)
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000

備考

- 1 この表の基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上の指定工場等（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2若しくは水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例別表第6号の表の適用を受ける特定事業場又は府条例施行規則別表第13第5号の表の適用を受ける届出事業場に該当するものを除く。以下この備考において同じ。）に適用する。ただし、水素イオン濃度に係る基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の指定工場等についても適用する。
- 2 この表において「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 前号の表備考2、4及び6の規定は、この表について準用する。

(3) 汚水に係る排水基準—3

色	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと。
---	--------------------------

備考

- 1 この表の基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上の指定工場等（府条例施行規則別表第13第5号の表の適用を受ける届出事業場及び府条例施行規則別表第14の適用を受ける特定事業場に該当するものを除く。）に適用する。
- 2 第1号の表備考2及び6の規定は、この表について準用する。

(4) 汚水に係る排水基準—4

	区分 業種	1日当たりの平均的な排出水の量 (単位 立方メートル)	生物化学的酸素要求量及び 化学的酸素要求量(1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(1リットルにつきミリグラム)	
			許容限度		許容限度		許容限度	
			日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類	動植物油脂類
昭和49年11月1日において既に設置されている指	食料品製造業又は飲料・飼料製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上200未満	80	100	100	120	5	30
	200以上1,000未満	60	80	80	100	5	30	
	1,000以上5,000未満	30	40	60	80	4	20	
	5,000以上	25	30	50	65	3	10	
繊維工業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	

定工場等（同日において既に着工されているものを含む。）		50以上200未満	100	120	120	150	5	30
		200以上1,000未満	70	90	100	120	5	30
		1,000以上5,000未満	40	50	70	90	4	20
		5,000以上	25	30	50	65	3	10
	パルプ・紙・紙加工品製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上1,000未満	80	100	120	150	5	30
		1,000以上5,000未満	50	65	90	110	4	20
		5,000以上	30	40	60	80	3	10
	化学工業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上200未満	80	100	100	120	5	30
		200以上1,000未満	60	80	80	100	5	30
		1,000以上5,000未満	40	50	60	80	4	20
		5,000以上	30	40	40	50	3	10
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上200未満	60	80	120	150	5	30
		200以上1,000未満	35	45	70	90	5	30
		1,000以上2,000未満	35	45	70	90	4	20
		2,000以上5,000未満	20	25	60	80	4	20
		5,000以上	10	15	40	50	3	10
		石油製品・石炭製品製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5
	50以上500未満		50	65	120	150	5	30
	500以上1,000未満		30	40	80	100	5	30
	1,000以上5,000未満		30	40	80	100	4	20
	5,000以上		10	15	40	50	3	10
なめし革・同製品	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	
	50以上1,000未満	120	150	120	150	5	30	

	毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	満						
		1,000以上	120	150	120	150	4	20
		5,000未満						
		5,000以上	120	150	120	150	3	10
		ガス業	20以上50未満	50	65	150	200	5
50以上1,000未満			50	65	50	65	5	30
1,000以上			50	65	50	65	4	20
5,000未満								
		5,000以上	50	65	50	65	3	10
洗濯業		20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上1,000未満	100	120	120	150	5	30
		1,000以上	100	120	120	150	4	20
		5,000未満						
		5,000以上	100	120	120	150	3	10
その他の業種		20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上200未満	80	100	120	150	5	30
		200以上1,000未満	50	65	90	110	5	30
		1,000以上	30	40	70	90	4	20
		5,000未満						
	5,000以上	25	30	60	80	3	10	
昭和49年11月1日以後において新設又は増設された指定工	全ての業種	20以上200未満	20	25	50	65	4	10
		200以上1,000未満	15	20	50	65	4	10
		1,000以上	15	20	50	65	3	10
		5,000未満						
	5,000以上	5	10	20	25	2	5	

場等 (昭和 49年 11月1 日にお いて既 に着工 されて いるも のを除 く。)							
---	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表の基準のうち、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る基準については排水基準を定める省令別表第2の適用を受ける特定事業場に該当する指定工場等以外の指定工場等に、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る基準については同省令別表第2の適用を受ける特定事業場又は府条例施行規則別表第13第4号の表の適用を受ける届出事業場に該当する指定工場等以外の指定工場等に適用する。
- 2 第1号の表備考2、4及び6並びに第2号の表備考2の規定は、この表について準用する。